

# 第31回成田市農業委員会総会議事録

平成29年1月20日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成29年1月20日(金)  
午後2時28分から午後3時44分

2. 開催場所 成田市役所 6階 中会議室

3. 定数及び現員 定数29名 現員29名

4. 出席委員 28名

議長	根本喜久治	14番	大木清志
1番	根本正康	15番	加藤衛
2番	加瀬雅英	16番	高木勲
3番	岩澤貞男	17番	瀧澤きみ子
4番	円城寺芳夫	18番	鳥羽陽一
5番	檜垣金一	19番	大隅英樹
6番	若松義幸	21番	成毛孝
7番	川崎貞男	22番	櫻井浩子
8番	根本秀夫	24番	岡野政男
9番	小川明一	25番	朝倉けい子
10番	齊藤均	26番	佐藤芳明
11番	岩立隆	27番	石原喜久勇
12番	菅澤誠	28番	荒居和恵
13番	水野健治	29番	飯笹雄次

5. 欠席委員 1名

23番 伊藤勝

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成28年度第11次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 平成28年度第6次農用地配分計画について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 木内悦夫

農地係長 土屋祐介

振興係長 堂本周助

主査 平山美登

主査 高木信一

(午後2時28分開会)

○議長 ただ今の出席委員は28名です。欠席委員は23番 伊藤勝委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第31回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、12月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布いたしました諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、5番 檜垣金一委員、6番 若松義幸委員の両名を指名いたします。また、書記に堂本係長を任命します。

本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成28年度第11次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 平成28年度第6次農用地配分計画について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告3件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 3ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。全体で7件の申請がございました。

①売買でございます。3件の申請がございました。1番、和田にお住いの譲受人が、押畑にお住いの譲渡人が所有する芦田の田1筆、910㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は「自作地に隣接する農地を取得し、農業経営の効率化を図りたい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は「耕作が困難なため、申請地を譲渡し、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、玉造2丁目にお住いの譲受人が、押畑にお住いの譲渡人が所有する芦田の田3筆、計4,433㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は「自作地に近い農地を取得し、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は「耕作が困難なため、申請地を譲渡し、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

4ページでございます。3番、竜台にお住いの譲受人が、東京都港区にお住いの譲渡人が所有する、竜台の田4筆、計4,084㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は「自宅に近い農地を取得し、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は「遠方で耕作が困難なため、申請地を譲渡し、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

5ページをお開き願います。②贈与でございます。4件の申請がございました。

1番、高岡にお住いの受贈者が、親戚で新川にお住いの贈与者が所有する、新川の田1筆、3,000㎡を、贈与により取得したいという申請でございます。受贈者の事由は「相手方の要望により農地の贈与を受け、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は「高齢で耕作が困難なため、申請地を贈与し、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

2番、伊能にお住いの受贈者が、同居する父である贈与者が所有する伊能の田1筆、1,098㎡を、贈与により取得したいという申請でございます。受贈者の事由は「父

より農地の贈与を受ける」というもので、申請地は、父の経営移譲年金受給のため、平成2年4月から使用貸借権を設定し、受贈者が営農を行ってきましたが、受贈者の経営方針で贈与により名義の変更を行い、今後は、申請地を「太陽光発電施設用地」へ転用し、利用していく計画であるとのことでございます。贈与者の事由は「子に申請地を贈与したい」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

6ページでございます。3番と4番は関連がございますので、まとめてご説明いたします。3番は、七沢にお住いの受贈者が、同居の父である贈与者が所有する名古屋の畑1筆、1,352㎡を、贈与により取得したいという申請でございます。4番は、同じく七沢にお住いの受贈者が、同居の祖父である贈与者が所有する名古屋の畑1筆、896㎡を贈与により取得したいという申請でございます。受贈者の事由は、それぞれ「父、祖父より農地の贈与を受ける」というもので、取得後は、それぞれ自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、それぞれ「子、孫に申請地を贈与する」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 次に、①売買について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、1番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

①売買の2番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日未満ではありますが、その場合であっても

当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする」と規定されており「農作業に常時従事すること」の要件を満たすものと判断されます。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、田を取得し水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、3番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから、売買の3番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、認定農業者の方は、おりません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 去る1月17日、午後1時から、501会議室におきまして、第2小委員会を開催いたしました。委員7名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして現地調査及び事前審査を行いました。それでは、報告に入ります。

議案第1号、3条①売買の1番につきましては、申請地は、県道成田滑河線から南側に入った、市道芦田字和田線に隣接した農地で、現状は、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

次に、①売買の2番について、小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 ①売買の2番につきましては、申請地は県道成田滑河線から北側に入った、荒海川に近い、市道芦田海老川2号線に隣接した農地で、現状は、田として管理されておりました。審査の中で、譲受人が直接農作業に携わっているかどうかの確認の質問がありました。本人自らが営農しているとのことでした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

次に、①売買の3番について、小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 ①売買の3番につきましては、申請地は、国道408号から北側に入った、利根川に近い、国道356号と市道竜台1号線の間にある農地で、現状は、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

○岩澤委員 議案そのものには賛成であるが、譲渡人の住所は東京だが、これまではこの農地をどう管理してきたのか。

○事務局 今回の売買については、これまで借りていた方が高齢で耕作できなくなったため、売買をすることになったとのこと。譲渡人には、今回売買を計画している土地のほか、1町2反程度の農地を所有していますが、他の農地の状況については確認しておりません。

- 岩澤委員 譲受人は、相続か何かで土地を持っているということか。
- 大木委員 竜台周辺には、譲渡人の姓が多いので、おそらくそういうことだと思う。
- 成毛委員 譲渡人は自分の同級生だと思う。2人姉妹だったので外へ出て、土地のみ相続した形だと思う。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の3番は可決されました。

続いて、②贈与について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条②贈与の1番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たすものと判断されます。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、1番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。補足説明させていただきますが、譲受人と譲渡人は、親戚関係になるとのことでした。

3条②贈与の2番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たすものと判断されます。また、許可基準の第7号の「地域との

調和要件」ですが、同一世帯のため、該当ありません。以上のことから贈与の2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。補足説明させていただきますが、贈与者は、平成2年4月に経営委譲年金を受給するため、受贈者に使用貸借権の設定により農業経営を委譲し、現在、農業者年金を受給しております。今般、太陽光発電施設へ転用し利用していく計画の申請地について贈与を行うこととなり、この申請が提出されたものでございます。この贈与については、経営委譲年金の受給に影響がないもので、受給が継続できるものです。

3条②贈与の3番と4番は、関連がありますので、一括してご説明させていただきます。3条②贈与の3番と4番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」については、同一世帯のため該当ありません。以上のことから、贈与の3番と4番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、認定農業者の方は、おりません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、②贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 ②贈与の1番につきましては、申請地は、国道356号から南側に入った、市道新川機場線沿いの農地で、現状は、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②贈与の1番は可決されました。

次に、②贈与の2番について、小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 ②贈与の2番につきましては、申請地は、国道51号から北側に入った、大須賀小学校に近い、市道伊能神社線に隣接した農地で、現状は、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

○若松委員 贈与者は経営移譲年金を受給しているとのことだが、土地を贈与して、その土地を太陽光発電施設に転用しても、そのまま年金を受給できるのか。こういったケースでは、経営移譲年金が止まるように記憶しているが、どうか。

○事務局 経営移譲年金を受ける場合、後継者などに10年単位で貸し出した土地は、特定処分対象農地とされるため、委員ご指摘のとおり、通常の場合は、経営移譲年金の部分が止まることとなります。ただ、今回の贈与される農地は、10年間の貸出期間を終えたのち、農地目的で後継者である子に贈与する形ですので、特定処分対象農地ではなくなるため、その後に転用しても、経営移譲年金は止まらないケースになります。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の2番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②贈与の2番は可決されました。

次に、②贈与の3番と4番ですが、関連がございますので、一括して審議します。②贈与の3番と4番について、小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 ②贈与の3番と4番につきましては、申請地は、主要地方道成田下総線から東側に入った、下総みどり学園に近い、市道中学校線に隣接した農地で、現状は、畑として管理されておりました。審査の中で、4番の受贈者の年齢等についての質問がありましたが、年齢は29歳。兼業で、年間の従事日数は60日とのことでした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の3番と4番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

○櫻井委員 3番の受贈者は、以前、この土地を太陽光発電施設用地に転用申請をして、すでに施設ができているように記憶しているが、どうか。

○事務局 今回贈与されるのは、その転用した農地の隣の土地になります。贈与後は、ダイコンやエダマメを作付する計画とのことです。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の3番と4番を採決いたします。なお採決は、案件ごとに行います。

3番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

○議長 挙手全員でございます。よって、②贈与の3番は可決されました。

続いて、②贈与の4番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②贈与の4番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 7ページをお開き願います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。3件の申請がございました。

1番、四谷にお住いの申請人が、自宅裏で行う崖地整備費補助事業で出る土砂を利用して、四谷の田2筆、計2,745㎡を「農地造成用地」として、平成29年4月10日まで一時転用したいという申請でございます。総会資料7ページに案内図、8ページに公図の写しがございます。

2番、四谷にお住いの申請人が、1番と同様の土砂を利用して、四谷の田1筆、897㎡を「農地造成用地」として、平成29年4月10日まで一時転用したいという申請でございます。総会資料7ページに案内図、8ページに公図の写しがございます。

3番、馬場にお住いの申請人が、北千葉道路の整備に伴う住宅の移転のため、馬場の田1筆、畑2筆、計3筆、687㎡を「農家住宅用地」として転用したいという申請でございます。総会資料9ページに案内図、10ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 続きまして、1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 4条の1番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地です。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がない旨の確認を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。転用目的は、農地造成用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。土地改良事業については、土地改良区より転用にあたり差し支えない旨の意見書が添付されております。申請の用途に供することの確実性については、平成29年2月25日着手、4月10日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについて、土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例については、事前協議が終了し、近日中に本申請を行う予定です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障については、埋立てする厚さを30cm未満に抑え均一に整地すること、周囲の畦畔、えん堤を設置し土砂の流出を防止する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。一時転用である場合の妥当性について、農地の復元については、平成29年4月に水稻を作付けし、同年9月に収穫する旨の誓約書が添付されています。また、転用目的、期間等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 議案第2号、4条の1番につきましては、申請地は、県道成田滑河線から東に走る、市道四谷名古屋線の北側に位置する農地で、現状は田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

続きまして、2番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 4条の2番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地です。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がない旨の確認を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。転用目的は、農地造成用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。土地改良事業については、土地改良区より転用にあたり差し支えない旨の意見書が添付されております。申請の用途に供することの確実性については、平成29年2月25日着手、4月10日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについて、土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例については、事前協議が終了し、近日中に本申請を行う予定です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障については、埋立てする厚さを30cm未満に抑え均一に整地すること、周囲の畦畔、えん堤を設置し土砂の流出を防止する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。一時転用である場合の妥当性について、農地の復元については、平成29年4月に水稻を作付けし、同年9月に収穫する旨の誓約書が添付されています。また、転用目的、期間等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 4条の2番につきましては、申請地は、県道成田滑河線から東に走る、市道四谷名古屋線の北側に位置する農地で、現状は田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、2番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

続きまして、3番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 4条の3番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、一般国道464号・県単道路改良(幹線)事業工事に必要な用地に居住する者の移転に伴う農家住宅用地です。資力及び信用については、北千葉道路建設事務所長と締結した『土地売買契約書』、千葉県知事と締結した『物件移転等の補償契約書』が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、許可後に着手し、10月30日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについて、道路法については、合併浄化槽等からの排水管接続に伴う占用許可申請を近日中に提出する予定です。計画面積の妥当性については、申請に係る事業区域として、畑2筆、田1筆と約55㎡の宅地1筆を加えた約742㎡の敷地に、建築面積約107㎡の専用住宅を設ける計画であり、農家住宅の上限である、おおむね1,000㎡を下回っていることから妥当な計画面積となっております。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、隣接地との高低差のある南側は、既設の土留め壁が設置されており、事業区域内に雨水浸透マスを設置する計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 4条の3番につきましては、申請地は、国道295号から市道馬場線に入ったところにある、馬場共同利用施設の東側に位置する農地で、現状は畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、3番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、3番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 8ページでございます。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で5件の申請がございました。

①売買でございます。1件の申請がございました。1番、桜田にお住いの譲受人が、同じく桜田にお住いの譲渡人が所有する、桜田の畑1筆、350㎡を売買により取得して「専用住宅用地」に転用したいという申請でございます。総会資料11ページに案内図、12ページに公図の写しがございます。

②使用貸借権の設定でございます。4件の申請がございました。1番、兵庫県伊丹市にお住いの借受人が、高岡にお住いの貸付人である父が所有する、高岡の畑1筆、759㎡を借り受け、「太陽光発電施設用地」として転用したいという申請でございます。総会資料13ページに案内図、14ページに公図の写しがございます。

9ページをお開き願います。2番と3番は関連がございますので、まとめてご説明いたします。下方にお住いの借受人が、2番は同居の祖母から台方の畑2筆、計101.97㎡、3番は同居の父から台方の畑2筆、計145.3㎡、合計4筆、247.27㎡を借り受け、「専用住宅用地」に転用したいという申請でございます。総会資料15ページに案内図、16ページに公図の写しがございます。

4番、借受人である所の法人が、所にお住いの貸付人が所有する所の田2筆、現況田1筆、山林1筆、計758㎡を借り受け、「砂利採取用地」として、平成29年11月30日まで、一時転用したいという申請でございます。申請地は、隣接の農道より高く耕作が不便なため、農道と同程度に地盤を下げて欲しい旨の要望があったため、砂利採取事業に併せて実施したいという申請で、復元後は、水稻およびサツマイモを作付する計画でございます。総会資料17ページに案内図、18ページに公図の写しがございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長 続きまして、①売買の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の1番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地に該当しま

す。転用目的は、専用住宅用地です。資力及び信用についてですが、残高証明書及び融資証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年3月1日着手、7月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについて、道路法については、水道本管からの給水管接続及び合併浄化槽からの排水管接続に伴う許可申請を近日中に提出する予定です。計画面積の妥当性については、350㎡の敷地に建築面積約108㎡の専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500㎡を下回っていることから妥当な計画面積となっております。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、整地のみを行い、事業区域内の自然浸透とする計画です。なお、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 議案第3号、5条①売買の1番につきましては、申請地は国道51号の北側沿い、桜田小学校のすぐ西側に位置する農地で、現状は、一部にダイコンが作付されており、その他につきましても、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

続いて、②使用貸借権の設定の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②使用貸借権の1番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地に該当します。転用目的は、太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、残高証明

書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年3月1日着手、3月24日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省より設備認定済となっております。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、整地も行わない予定です。隣地との境に土嚢を積み対策を講じる計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の1番につきましては、申請地は、県道横芝下総線から東に伸びる、市道高岡大和田線の南側に位置する農地で、現状は畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の1番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

続きまして、②使用貸借権の設定の2番と3番は関連がございますので、一括して審議いたします。事務局より法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 ②使用貸借権の2番と3番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、専用住宅用地です。資力及び信用については、融資条件審査結果書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、平成29年3月20日着手、8月20日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法については、近日中に本申請を提出する予定です。道路法等については、合併浄化槽等からの排水管接続に伴う占用許可申請書を近日中に提出する予定です。計画面積の妥当性については、申請に係る農地、約247㎡からセットバック分の約12㎡を

控除した敷地に、建築面積約52㎡の専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500㎡を下回っていることから妥当な計画面積となっております。周辺農地の営農への支障について、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、整地のみを行い、事業区域内の自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の2番と3番につきましては、申請地は、国道464号のから西に伸びる、市道・台方 木ノ下鳥居河岸線の北側、台方青年館 近くの農地で、現況は畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の2番と3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の2番と3番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

2番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

続いて、②使用貸借権の設定の3番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、3番は可決されました。

続いて、②使用貸借権の設定の4番について、事務局より法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 ②使用貸借権の設定の4番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地です。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画に

も支障がない旨の確認を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。転用目的は、砂利採取用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。土地改良事業については、土地改良区より転用にあたり差し支えない旨の意見書が添付されております。申請の用途に供することの確実性については、平成29年3月15日着手、11月30日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについて、砂利採取法については、近日中に本申請を提出する予定です。森林法については、本申請が12月26日付で受け付けされております。道路法等については、搬出路構築のための各種申請等1月6日付で受け付けされております。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、既に契約済みであり、問題ないと思われまます。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。周辺農地の営農への支障については、事業区域内に地下浸透式の貯留浸透池を設置し、境界沿いにはえん堤を設ける計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の4番につきましては、申請地は、市道所上小川線から西に伸びる、市道村田所線の南側に位置する農地で、現況は一部、木が生えておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②使用貸借権の設定の4番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の4番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、4番は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、平成28年度第11次農用地利用集積計画の決定については農業委員会等に関する法律第31条の規定により、川崎委員、大木委員、荒居委員は議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(川崎委員、大木委員、荒居委員 退室)

○議長 それでは、議案第4号、平成28年度第11次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 10ページでございます。議案第4号、平成28年度第11次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、11ページのとおり、平成28年度第11次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので、提出いたします。計画の概略につきまして、12ページと13ページの総括表によりご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、14ページから26ページをご覧ください。

それでは、12ページでございます。1-1利用権設定でございます、今回はすべて賃借権の設定でございます。契約期間3年のものが、3万5,213㎡、田21筆3件、畑3筆3件で、詳細は14ページの1番から15ページの6番でございます。同じく契約期間5年のものが、7,659㎡、田4筆3件で、詳細は15ページの7番から16ページの9番でございます。同じく契約期間6年のものが、5万7,663㎡、田38筆11件、畑4筆2件で、詳細は16ページの10番から19ページの22番でございます。同じく契約期間10年のものが6万6,298㎡、田44筆10件で、詳細は19ページの23番から21ページの32番でございます。

合計の契約面積は、16万6,833㎡、田107筆27件、14万1,160㎡、畑7筆5件、2万5,673㎡でございます。内訳は、新規設定が、契約面積7万222㎡、田50筆14件、5万9,618㎡、畑2筆2件、1万604㎡、再設定が、契約面積9万6,611㎡、田57筆13件、8万1,542㎡、畑5筆3件、1万5,069㎡でございます。

13ページをお開き願います。1-2利用権設定(転貸)でございます。農地利用集積円滑化団体であります、公益財団法人成田市農業センター、かとり農業協同組合が、借り受けた農地を貸付するもので、今回はすべて賃借権の設定でございます。契約期間3年のものが、1万9,824㎡、田12筆2件、畑2筆2件で、詳細は22ページの1番から4番でございます。同じく契約期間6年のものが、2万7,539㎡、田27筆7件、畑1筆1件で、詳細は23ページの5番から24ページの12番でございます。同じく契約期間10年のものが、4万7,933㎡、田34筆7件で、詳細は25ページの13番から26ページの19番でございます。

合計の契約面積は、9万5,296㎡、田73筆16件、7万9,740㎡、畑3筆3件、1万5,556㎡でございます。内訳は、新規設定が、契約面積4万9,521㎡、田37筆11件、3万8,917㎡、畑2筆2件、1万604㎡、再設定が、契約面積4万5,775㎡、田36筆5件、4万823㎡、畑1筆1件、4,952㎡でございます。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。

以上で議案第4号、平成28年度第11次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 議案第4号につきましては、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、平成28年度第11次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いします。

(川崎委員、大木委員、荒居委員 入室)

○議長 次に、議案第5号、平成28年度第6次農用地利用配分計画について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 27ページをお開き願います。議案第5号、平成28年度第6次農用地利用配分計画について、でございます。成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、28ページのとおり、平成28年度第6次農用地利用配分計画(案)の協議がありましたので、提出いたします。貸付の計画につきましては、議案第4号でご審議いただきましたが、農地中間管理機構に貸し付けた農地を担い手へ

配分する計画が本議案でございます。今回は、貸し手が畑専作に経営転換を図るために貸し付けた農地を借り受ける計画で、貸付人は、所有する田を全て機構に貸し付けていますので、「経営転換協力金」の交付対象になっております。

計画の概略につきまして、29ページの総括表によりご説明申し上げます。なお、詳細の農用地利用配分計画一覧表につきましては、30ページをご覧ください。それでは、29ページでございます。賃借権の設定で、契約期間10年のものが、1万5,250㎡、田8筆1件で、詳細は30ページの1番で、新規の権利設定でございます。

以上で議案第5号、平成28年度第6次農用地利用配分計画について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 議案第5号につきましては、審査の中で、議案30ページの一覧表の金額欄に2つの内容が記載されているが、何を意味するのか、との質問がありましたが、金納と物納の違いとのことでした。金納分については、米価の変動を考慮しつつ、農協の買い取り価格で毎年算出するとのことでした。また、表記がわかりづらいとのご指摘もありましたが、それについては、今後、検討するとのことでした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、平成28年度第6次農用地利用配分計画について、を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 31ページをお開き願います。報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。

32ページと33ページでございます。①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。7件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

34ページでございます。②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。3件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有者が自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

35ページと36ページでございます。③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。6件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

37ページと38ページでございます。④転用事実確認証明でございます。4条で3件、5条で1件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでしたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で、報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 報告第1号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 39ページから42ページでございます。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。15件の通知がございました。賃借人及び貸借人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 報告第2号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 43ページをお開き願ひます。報告第3号、農地等の現況に関する照会について、でございます。①法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より1件、成田出張所より4件、計5件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会の際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたので、報告いたします。

以上で報告第3号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 報告第3号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。  
(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。これを持ちまして、第31回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時44分)